

意見聴き取り調査票

(福島県総合設備協会)

1 総合評価方式（評価項目・配点・評価基準）について

評価項目及び配点の見直し等について、御意見等があればお聞かせください。

○標準型・簡易型で、配点が比較的高い「施工計画適切性(様式第9号)」について評価基準が不明なためにその結果に大きな差が出るように感じる場合があります。審査基準のポイント等の提示を要望します。併せて、記載した施工計画で落札した場合に、その施工計画が現場で実行されたかの検証を、提案内容の現場実現性の観点から重要と考えますので宜しくお願いします。

○その他の意見等としては、以下の通りです。

- ①企業の技術力の工事成績は、80点以上が一律の配点となっているが、技術力を要する標準型においては80点以上を細部化した評価をしてほしい。
- ②配置予定技術者の技術力の工事成績は、過去4年以内であるが、地域では同種類似工事が少ないため施工能力と同様に10年以内としてほしい。
- ③若手技術者の育成登用の観点から、特別簡易型等の配置予定技術者の技術力への配点はその比率をさらに少し下げることにも良いと思う。
- ④国土交通省「優秀施工者顕彰」も優良工事同様に評価してほしい。
- ⑤新卒者等雇用実績評価の(基準日から)「過去1年以内」について、申請時点では採用見込みで基準日には採用の場合その扱いを明記してほしい。
- ⑥年末年始やGW等長期休暇の際に、協会が自主的に実施している会員による緊急時の待機体制等も是非評価の対象としてほしい。

2 低入札価格調査制度について

現在の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準は、工事規模が小さいほど高くなるよう設定していますが、このことについて御意見があればお聞かせください。また、総合評価方式における低入札価格調査について、御意見があればお聞かせください。

○最低制限価格等の設定水準は工事規模が小さいほど高くなるよう設定していることは妥当と思いますが、成果物の品質管理と適正利益の確保等の観点から、さらなる最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準の引き上げを要望します。

○その他意見として、低入札価格調査に該当した場合、合否の判断期間をできるだけ短縮することを要望します。

3 元請下請関係適正化対策

下請工事の契約について社会保険加入に関する条項など、適切な時期に適切な内容の契約書を取り交わせるよう、どのような指導を行っているかお聞かせ下さい。

また、下請との変更契約書の取り交わしについて、意見・要望等があればお聞かせ下さい。

○下請業者に対しては、契約に先立ち社会保険加入を確認して未加入業者には加入を指導し、保険加入を確認した上で下請契約しております。中には、下請契約前に下請業者に工事見積依頼の際に、「二次下請業者を含む下請予定業者が社会保険加入済であるか」を事前に聞き取り調査を行い、未加入業者には加入指導を行い、又は領収証の提出を求めている元請もあります。

○下請業者との変更契約は、工事内容の変更は元請責任として工事金額の変更を行い変更契約書の取り交わしに努めていますが、発注者からの変更最終金額の提示や変更契約締結は竣工間際である場合が多く、その後の下請との変更契約は実質的に困難な場合もあり、元請・下請業者ともに発注者からの早期の変更契約額の提示を求めます。なお、発注者は、下請変更契約書の添付を義務付けている施工体制台帳の確認による指導強化が有効と考えます。

4 応札環境

東日本大震災による復旧・復興事業が年々縮小してきている現状において、応札が無い入札不調が発生する理由についてお聞かせください。

また、入札不調が発生することに関して、県の入札制度の問題点についてのご意見等もお聞かせください。

- 現状で入札不調が発生する理由については、
- ①発注時期が集中してしまい応札の積算業務や配置技術者確保が困難、
 - ②現場状況等を積算(工事価格)や工期へ反映不足の場合の乖離、
 - ③技術者のみならず慢性的な作業員(技能者)不足、等と考えられます。
- 直接的な入札制度の問題点も含む意見は次の通りです。
- ①時期が偏らない徹底した発注・施工時期の平準化と適切な工期設定、
 - ②積算事務等の入札準備期間の十分な確保、
 - ③現場状況を十分に反映した積算や工期設定の実施、
 - ④中長期的な発注見通しの公表、等

5 入札制度等の広報

応札が無い入札不調の原因の一つに、入札公告の不知がありますが、周知方法等に対するご意見等についてお聞かせください。

また、入札制度の改正の際の改正内容の周知方法等に対するご意見等も併せてお聞かせください。

○入札公告は建設関係新聞の入札公告で承知することも多いため、報道機関に積極的に投げ込む等の情報提供は効果的と考えます。

○事業者側での県入札公告情報を得る際の最大の課題は、入札公告情報が県各部局の発注者毎に発信されており、事業者はその情報を得るために各発注者の HP にアクセスしなければならないことです。各企業が専任の担当者をおいても、その検索手間の多さと検索漏れの不安が常にあります。

○提案として、電子入札閲覧システムを県の全部局に拡充するなどして、県の全ての発注部局の入札公告情報を一元化して情報提供してほしいということです。そこに各部局の入札公告情報が発注種別ごとに新着情報として全てアップしてあれば、事業者はその窓口を通して検索するだけで速やかに発注者の公告情報に到達することができ、かつ検索漏れがなくなり、かなり入札情報の不知は改善されると思います。併せて、制度改正やシステム環境設定の周知もその窓口を利用すれば同様に思います。

6 電子入札閲覧について

福島県では電子入札システムと電子閲覧システムを運用していますが、それぞれ閲覧方法や環境設定方法等について、意見・要望等があればお聞かせ下さい。

○電子入札閲覧の意見・要望等は以下の通りです。

- ①電子入札閲覧となり非常に省力化されたが、上記5の提案のとおり、県の全ての発注部局の入札公告情報を一元化して情報提供してほしい。そのため、全ての部局に電子入札閲覧システムを導入してほしい。
- ②電子閲覧時の設計書と図面等が一括してダウンロードでき、より鮮明な画像で見られるようにしてほしい。
- ③総合評価方式の標準型等の場合、申し込み時に添付する資料が多いため添付できるデータ容量を拡大してほしい。

7 指名競争入札について

地域に密着した工事の一部において、指名競争入札の導入（試行）の要望がありますが、そのメリットとデメリットについてのご意見等をお聞かせください。また、導入（試行）方法の具体的な提案がございましたら併せてお聞かせください。

○現行の県入札制度は、250万円を超える場合は条件付き一般競争入札となり総合評価方式が主体ですが、限られた評価項目とその加点だけの総合評価は、持ち点の固定化により施工能力がある地域密着型の企業でも受注が難しくなり、総合評価方式の積み重ねは益々受注可企業と不可企業の二極化の傾向を生み出し、そこから脱出できない傾向にあります。

○特に、地域に密着した維持管理や改修系の工事は、地域の維持管理を担う地元企業が安定して受注し、地元の地域密着企業が安心して経営継続ができるよう、公正性にも配慮しつつ指名競争入札の導入を要望します。

○6月改正の品確法では、災害復旧工事等は発注者の責務として指名競争入札の活用を努めることとされました。導入提案は、災害復旧工事等及び地域密着型の工事で3千万円未満の建築設備工事です。

8 その他

貴団体における人手不足の現状と復旧・復興事業の縮小も踏まえた将来の見通しについてお聞かせください。

また、県の入札制度に対するご意見等についてもお聞かせください。

○設備関係の復旧・復興事業工事はほぼ完了しつつあり、一時期の人手不足感は緩和されていますが、将来の設備業を考えると作業員の高齢化は急速に進んでおり、将来に向けて、新卒者を含む新規者が入職しやすい週休二日制等も含む職場環境(賃金、休日、福利厚生)に改善していくことが急務です。

また、作業員の高齢化により若い技術者が現場経験を多く積まないで現場管理者になる場合もあり、また、作業員間の技術・技能の伝達、現場作業の重要性、ものづくりの大切さやおもしろさを伝えていくこと等も課題です。

○これらへの企業の自助努力は当然ですが、地元企業が地元の仕事を受注でき、将来課題に対応しながら経営継続できる入札制度への配慮を求めます。

○総合評価(地域密着型)は、現行で一般土木工事・舗装工事に適用となっていますが、地域施設の維持管理や改修系の設備工事については、常日頃から地元業者がメンテナンス維持管理に精通しており、また施工者経費や労務負担等も軽減されるため、上記7で要望する指名競争入札が導入されるまでの間、上記と同様の趣旨で総合評価方式(地域密着型)の施行を要望します。